

答 申 第 3 2 2 号
平成22年4月26日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年10月2日付け安振第1454号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年9月10日付けで異議申立人から提起された、平成20年9月2日付け安振第1320号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成20年9月2日付け安振第1320号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 本庁の主務課への開示請求を勝手に出先機関で決定通知を発行。
- (2) 本庁の主務課は住民監査請求されないよう故意に担当課とならなかった。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成20年8月21日付けで、同日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「鋸南土地改良資源保全会が作成した書類のうち同会の農業者が参加することを同意したことがわかる書類」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書を保有していないためとして本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

本件請求に係る事務は、鋸南土地改良資源保全会（以下「保全会」という。）で行っており、同会の農業者が参加することに同意した書類も保有していないことから、本件決定を行ったものである。

4 異議申立ての理由について

- (1) 保全会は、地域住民の組織であり農業者、住民等多様な主体で構成されている。
- (2) また、交付金の支払事務を担当する千葉県農地・水・環境保全向上対策協議会は、保全会を含む県内の活動組織からの申請等について、審査、採択等の決定を行っている。

- (3) 安房農林振興センターは農地・水・環境保全向上対策実施要綱に規定する共同活動支援交付金に係る業務方法書に基づき、保全会の規約及び協定書の案文の内容を確認し、市町村に意見書を交付していることから、当該センターが担当課（所）となり実施機関として開示決定等を行ったものである。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について
本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。
- 2 行政文書の不存在について
 - (1) 行政文書開示請求書（平成20年8月21日付け）に記載された保全会は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日制定）第2-1に規定する活動組織のことであり、本件請求は、農地・水・環境保全向上対策に係る活動組織である保全会に、農業者が参加することを同意したことがわかる行政文書の開示を請求するものと認められる。
 - (2) 実施機関は、本件請求に係る事務は鋸南土地改良区の事務であって、千葉県の事務ではなく、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。
 - ア 農地・水・環境保全向上対策は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日制定）、農地・水・環境保全向上対策実施要領（同日制定）、千葉県「農地・水・環境保全向上対策支援交付金」に係る事務処理要領（同年4月2日制定。以下「事務処理要領」という。）、千葉県農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱（同年11月1日制定）等に基づき行われており、これらの要綱等に基づく事務又は事業のうち、千葉県が行う事務又は事業は、本件請求の対象となる保全会においては事務処理要領第1-1（2）に規定する事務であると認められる。また、実施機関に確認したところ、本件請求に係る事項のように活動組織に農業者が参加することを同意したことがわかる書類は、規約及び協定書の案文に添付されていないことが多く、添付されていない場合、当該書類に係る事項について確認を行っていないとのことであった。
 - イ 事務処理要領第1-1（2）に規定する事務に係る行政文書は共同活動支援交付金に係る協定並びに規約に対する意見書について（平成19年7月12日付け安振第1106号）であるが、本件請求に係る事項は記載されていないと認められる。

ウ 実施機関に確認したところ、本件決定における実施機関の担当課（所）以外において、当該事項に係る行政文書が存在するという事実は確認できなかった。

エ また、ほかに本件請求の趣旨を満たすような行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「本庁の主務課への開示請求を勝手に出先機関で決定通知を発行」と主張しているので、次のとおり検討する。

(1) 開示請求に対する措置について

行政文書の開示の請求は、条例第5条の規定により実施機関に対して行うこととされており、条例第12条第1項及び第2項の規定により全部及び一部を開示する旨の決定並びに開示をしない旨の決定を、知事部局においては本庁の課、局、室等（千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号。以下「組織規程」という。）第8条に規定する課、室等及び組織規程第9条に規定する出納局をいう。以下同じ。）及び出先機関ではなく、実施機関である知事が行うこととされている。

また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）において、次に掲げる事項が定められている。

ア 情報公開窓口として次に掲げる窓口を設置すること。

(ア) 総務部政策法務課（千葉県庁中庁舎1階、情報公開・個人情報センター、以下「総合窓口」という。）

(イ) 組織規程第5条に規定する出先機関の文書事務を担当している課等で、各出先機関の長が指定するところ。

イ 総合窓口で行政文書開示請求書を受け付けた場合には、担当課（所）に送付すること。

ウ 出先機関で行政文書開示請求書を受け付けた場合には、総合窓口及び主務課に連絡すること。

エ 担当課（所）は、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たっては、総合窓口、公開主管課、当該行政文書に係る本庁の課、局、室等及び出先機関（ほかの実施機関等県のすべての機関を含む。）と、担当課（所）が出先機関の場合には主務課とも、口頭又は書面により協議を行うこと。

(2) 本件請求に対する措置について

ア 本件請求は総合窓口で行われており、上記2(2)アのとおり農地・水・環境保全向上対策に係る事務又は事業のうち、千葉県が行う事務

又は事業は、保全会においては事務処理要領第1-1(2)に規定する事務であり最も関連があることから、安房農林振興センターが知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱に定められた担当課(所)であると認められる。また、本件請求が、主務課を担当課(所)として限定した内容のものであると客観的に判断し得るような特段の事情も認められない。

イ 当該センターは、担当課(所)として、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たって、総合窓口及び当該行政文書に係る本庁の課であって主務課である農村振興課と、口頭により協議を行い、実施機関において保有する行政文書に必要な検索を行った上で、対象となる行政文書を特定し、開示決定等に至ったと認められる。

(3) したがって、当該センターを担当課(所)として、実施機関が本件決定を行ったことは妥当である。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成20年10月2日	諮問書の受理
平成20年10月31日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年1月29日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成22年2月19日	審議
平成22年3月23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年3月23日現在)